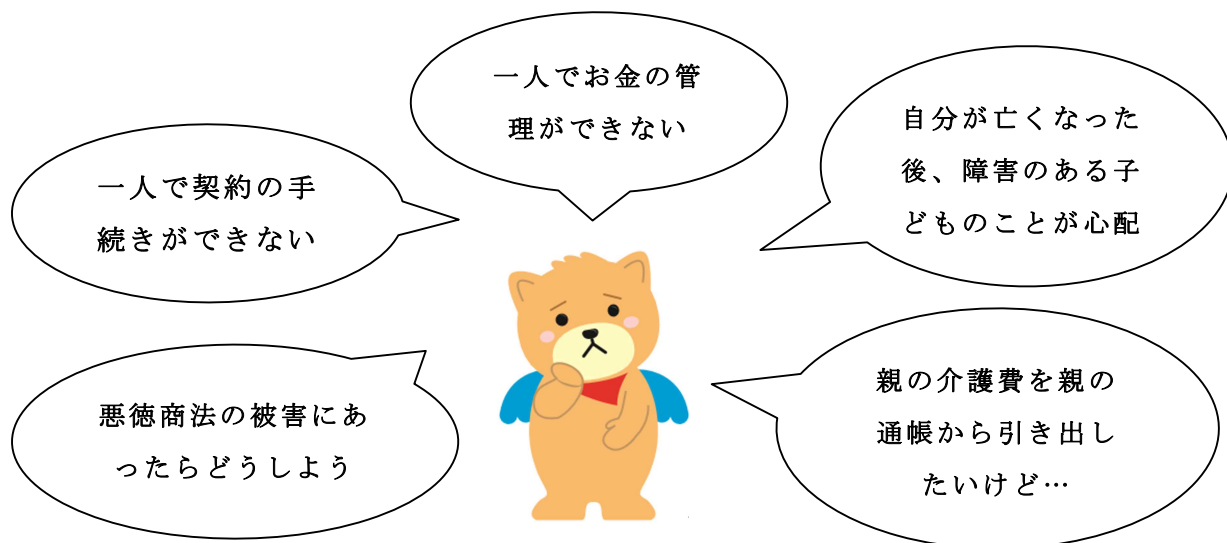


成年後見制度の相談は地域包括支援センターへ！！

こんな心配ごとはありませんか？



これらのことを一緒に考えてくれるのが**成年後見人（保佐人・補助人）**です。

認知症や知的障害、精神障害などで判断する能力が十分でない方に対して、本人の意思を尊重しながら法律的に支援する制度です。家庭裁判所が成年後見人（保佐人・補助人）を選びます。

成年後見制度のことは**地域包括支援センター**にご相談ください！！
相談料は**無料**です。お気軽にご相談ください。

【具体的な取り組み】

①出前講座（無料）

- ・成年後見制度の内容について
- ・成年後見人（保佐人・補助人）の業務内容について
- ・成年後見制度の申立て方法について

②相談（無料）

- ・成年後見制度の内容について
- ・成年後見制度の申立て方法について
- ・成年後見制度の申立書類の書き方について
- ・親族後見人（保佐人・補助人）の業務内容について



【問合せ先】

筑後市役所 地域包括支援センター

電話番号：0942-53-4162

※高齢者・障害者の成年後見制度 相談窓口となります。

